



埼玉県報

第 3004 号
平成 30 年(2018 年)
5 月 22 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）

告示

- 埼玉県次期給与管理システム構築業務委託に関する入札公告（情報システム課）
- 行政書士の処分（市町村課）
- 平成 30 年登録販売者試験の実施（保健医療政策課）
- 平成 30 年度埼玉県製菓衛生師試験の実施（保健医療政策課）
- さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1 街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（産業技術総合センター）
- 埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託（産業技術総合センター）
- 大岡第一土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 上用水堰土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく基本測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道春日部久喜線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月 22 日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第 7 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

343 東関東自動車道水戸線	三郷市鷹野 3 丁目から 三郷市高州 4 丁目 79 番 6 まで
----------------	--------------------------------------

附 則

この規則は、平成30年 6 月 2 日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県次期給与管理システム構築業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成32年9月30日（水）まで

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。なお、格付は開札時に取得している格付によること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) J I S Q 9 0 0 1 (I S O 9 0 0 1) 及び J I S Q 2 7 0 0 1 (I S O 2 7 0 0 1) の認証を取得している者であること。

- (6) 過去に都道府県から、給与システムの構築業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 平成29年度に「埼玉県次期給与管理システム構築基本計画策定業務」を受託していない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム開発・集中化担当 佐藤 電話048-830-2284(直通)
電子メールa2290-25@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において、4(3)の入札参加資格の確認申請を行った者に対して、入札説明書の機密保持誓約書と引換えに交付する。ただし、当該機密保持誓約書は、平成30年6月11日(月)午後5時までに上記(1)の交付場所に持参の上提出すること。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月2日(月)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月2日(月)午前10時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年7月2日(月)午前10時まで

- (5) 開札の場所及び日時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年6月11日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の項目をすべて満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により落札者の決定をする。

なお、技術評価項目書の項目等は別記「落札者決定基準」のとおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年6月5日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Contract for the Creation of a New Version of the Salary Management System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., July 2, 2018

By registered mail or in person: 10:00 a.m., July 2, 2018

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2284

別記

落札者決定基準

No.	技術評価項目	提案書記載事項	配点
1. 提案書			
1.提案者について		配点：15 (4.2%)	
1	1.2. 類似案件の導入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の過去の類似案件について、都道府県名、実施時期・期間、対象システム、規模等を具体的に記載すること。 ・上記実績を有することにより、本県にもたらす効果について具体的に記載すること。 ・都道府県における制度改正対応に伴う保守作業について、過去の対応状況を記載すること。 ①保守作業の工程（どのような工程で保守作業を進めたか） ②システム対応が困難であるため、システム未対応とした事業（未対応とした理由も含めて） ③システム改修に対する保守作業の基本的な考え方 	15
2.提案の概要		配点：20 (5.6%)	
2	2.2. プロジェクトを成功に導くための方針	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者が考えるプロジェクトの成功要因および成功に導くためのプロジェクト取り組み方針を記載すること。 ・プロジェクト全体に渡り、本県の作業負担を必要最低限にするための対応策について記載すること。また、その対応策の効果について具体的に記載すること。 ・プロジェクトを遂行するにあたり発生すると思われる課題とその対応策について、具体的に記載すること。なお、対応策は本県の作業負担を必要最低限にするための配慮と工夫を盛り込むこと。 	20
3.提案システムの内容		配点：250 (69.4%)	
3	3.1.機能要件の実現方法	3.1.1.機能要件の実現方法	15
4		3.1.2.画面要件(ユーザインターフェース)	30
5	3.2.システム要件（機能要件）	3.2.1.機能要件(給与計算および支給業務)	30
6		3.2.2.機能要件(住民税関連業務)	30
7			20
8		3.2.3.機能要件(データの利活用(EUC))	20
9	3.3.システム要件（非機能要件）	3.3.1.性能要件	15
10		3.3.2.拡張性要件	20

No.	技術評価項目		提案書記載事項	配点
11	3.3.3.情報セキュリティ要件		<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ要件について、調達仕様書（別紙も含む）に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 要件を実現するにあたって、制約や懸念事項がある場合は、対応方法を説明すること。 	15
12	3.4.稼働環境要件の実現方法	3.4.1.システム構成	<ul style="list-style-type: none"> 稼働環境要件(クライアントPC以外)、設計・開発環境要件について、調達仕様書（別紙も含む）に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 ハード(仮想サーバ)、ネットワーク、プリンタ、PCを含めた全体構成図を記載すること。 統合基盤上の仮想サーバ構成および必要なスペック(資料「別紙9_埼玉県情報システム統合基盤」のP.4を参照)の想定を記載すること。 必要となるソフトウェアについて、製品名、バージョン、目的を記載すること。 上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 要件を実現するにあたって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	15
13		3.4.2.クライアントPC	<ul style="list-style-type: none"> 稼働環境要件のクライアントPCにかかる要件について、調達仕様書（別紙も含む）に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 インストールが必要なソフトウェアについて、製品名、バージョン、目的を記載すること。また、ソフトウェア交付方法について具体的に説明すること。 上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 要件を実現するにあたって、機能制約や懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	10
14	3.5.追加提案		<ul style="list-style-type: none"> 調達仕様書（別紙も含む）に示された要件に加えて、次期給与管理システムに関する優れた提案があれば記述すること。 ※追加提案は、本調達の対象範囲内の業務として契約締結時の仕様に加え、必ず履行すること。 	30
4.業務推進方法		配点：45（12.5%）		
15	4.1.開発スケジュール	4.1.1.スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> システム開発の各工程定義およびスケジュール、根拠、工夫・考慮点を具体的に説明すること。 上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 要件を実現するにあたって、懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 	10
16	4.2.プロジェクト管理手法	4.2.1.プロジェクト管理手法	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト管理要件、会議体要件に関して、調達仕様書に示された要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）について具体的に記載すること。 プロジェクト管理の観点からマイルストーンの考え方、設置基準を記載すること。また、調達仕様書「図2 想定スケジュール（概要）」を基にマイルストーンのサンプルを提示すること。 プロジェクト管理について先進事例や、運用管理ツールの活用など具体例を交えて有効な手法を提示すること。 課題管理について管理手法、課題解決に向けた手順について記載すること。また、課題管理表など課題管理に用いる資料について、サンプルを提示すること。 上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 	15
		4.2.2.プロジェクト体制	<ul style="list-style-type: none"> 提案者、本県双方の体制図を示すこと。 プロジェクト管理者等の主要な構成員について提示すること。 上記メンバーの氏名、役割、責任を明記するとともに、スキル要件を充足していることを示すこと。また、再委託する予定の場合は、再委託先の者についても体制図に記載すること。 上記提案が県にもたらす効果について、具体的に記載すること。 要件を実現するにあたって、懸念事項がある場合は、解決方法を説明すること。 プロジェクト管理者、チームリーダー又はその他の要員のスキル不足に起因して、業務の遅延、質の低下等を招いた場合、その問題解決方法について具体的に記載すること。 上記の提案がもたらす効果、有効性について具体的に記載すること。 	10
17		4.2.3.作業場所及び開発環境	<ul style="list-style-type: none"> 作業場所や開発用コンピュータ機器の設置場所などの基本的な考えを記載すること。 上記提案が県にもたらす効果について、記載すること。 国外開発における言葉や文化、セキュリティに対する意識の違い、コミュニケーション能力の不足等に起因する課題とその対応策について、具体的に記載すること。 	10
5. ライフサイクルコスト		配点：30（8.3%）		
18	5.1システム運用、保守	5.1.1.運用・保守経費の積算	<ul style="list-style-type: none"> 平成32年8月から10年（120ヶ月）のシステム運用に必要な経費について過不足なく積算し、記載すること。 上記経費のうち運用・保守作業の役割に係る経費については、調達仕様書で示した運用要件及び保守要件を基に積算すること。 	20
19		5.1.2.運用・保守の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 運用・保守段階の経費に対する提案者の基本的な考えを記載すること。 前項の積算根拠について、調達仕様書に示した要件の実現方法（仕様を満たしている根拠）を踏まえて具体的に記載すること。 前項積算を維持するための前提条件、制限等について記載すること。 別途契約（大規模な制度改正や法改正対応など）における工数や費用の積算内容の、本県に対する説明手法について記載すること。 	10
合計				360

告 示

埼玉県告示第五百六十四号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第三号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分を受けた行政書士

イ 氏名

高橋 利行

ロ 事務所の名称

行政書士法人高橋環境事務所

ハ 事務所の所在地

埼玉県本庄市千代田四丁目二番四号 三の蔵

ニ 登録番号

第九七一三五五四号

二 処分をした年月日

平成三十年五月二十二日

三 処分の内容

業務の禁止

告示

埼玉県告示第五百六十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成三十年九月九日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

二 試験科目

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策

三 受験手続

イ 提出書類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五十九条の五第一項に規定する申請書

ロ 試験手数料

一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

平成三十年六月十三日（水）から六月二十九日（金）まで

埼玉県登録販売者試験センター（葛西郵便局私書箱百二十九号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

四 合格発表

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

平成三十年十月九日（火）午前十時から同年十月十日（水）午後五時まで
埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年十月九日（火）午前十時から同年十一月八日（木）午後五時まで

告示

埼玉県告示第五百六十六号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
平成三十年八月八日（水）	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号 さいたま共済会館

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

平成三十年六月六日（水）から六月二十日（水）まで

埼玉県製菓衛生師試験センター（葛西郵便局私書箱百二十九号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

平成三十年九月十九日（水）午前十時から同年九月二十日（木）午後五時ま

で

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年九月十九日（水）午前十時から同年十月十八日（木）午後五時ま

で

告 示

埼玉県告示第五百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室総務・経理・管理担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
467,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第五百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	川口市上青木三丁目十二番六十三号株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 松岡 進	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月十六日認可した。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大岡第一土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成三十年五月十六日認可した。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

上用水堰土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第五百七十一号

平成二十九年埼玉県告示第千二百八十九号で公示した基本測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

測量計画機関である桶川市加納土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市加納土地区画整理組合

二 作業種類

基準点測量

三 作業地域

桶川市加納地内

四 作業期間

平成三十年五月十日から平成三十年七月三十一日まで

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年五月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

春日部久喜線	路線名
南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原一三七 三番一地从同郡同町大字和戸字沖 後一五一六番五地先まで	供用開始の区間
平成三十年五月二十二日	供用開始の期日
平成二十三年三月二十五日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第七号で告示し た道路予定区域の一部供用開始である。 延長 一一五・九六メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年五月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年四月十日

指令川建セ第二九〇〇四三〇号

二 検査済証番号

平成三十年五月十五日

川建セ第三〇〇〇一號

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字大平四百五十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市神明町四十一番地一

鎌田 徹